

広島県告示第五百五十七号

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急診療所として認定した。

平成二十年六月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

数佐整形外科医院	名 称	東広島市八本松東七丁目 八番一五号	所 在 地	平成二十三年六月八日	効力を有する期限	更新	備 考
----------	-----	----------------------	-------	------------	----------	----	-----